

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、水産業の振興を図ることを目的として、石垣市水産加工施設を設置する。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定施設 第3条で定める施設をいう。
- (2) 指定管理者 法第244条の2第3項の規定に基づき市長が指定した法人その他の団体をいう。
- (3) 事業計画書等 事業計画書その他規則で定める書類をいう。
- (4) 使用料金 指定管理者が石垣市に支払う指定施設使用料金をいう。

(名称及び位置)

第3条 指定施設の名称、及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 石垣市水産加工施設
- (2) 位置 石垣市新栄町83番地の1

(指定施設の管理)

第4条 指定施設の管理は、指定管理者に行わせることができる。

2 市長は指定管理者を指定しようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募しなければならない。ただし、指定施設の管理上緊急に指定しなければならないとき、その他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りではない。

(指定管理者の業務の範囲)

第5条 指定管理者は、指定施設に関する次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定施設の設置目的を達成するために市長が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 管理運営に関する業務
- (3) 維持管理に関する業務
- (4) その他指定施設の管理上市長が必要と認める業務

2 前項各号に要する経費は、指定管理者の負担とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(稼働時間及び定休日)

第6条 指定施設の稼働時間、及び定休日は指定管理者が市長の承認を得て定める。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に事業計画書等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めた添付書類については、この限りではない。

(指定管理者の選定及び指定)

第8条 市長は前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し最も適切に指定施設の管理を行うことができると認める者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、利用者の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、指定施設の効用を最大限発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行い人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第9条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失、又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 第5条の業務に従事している者、又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業報告書の提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(管理権の譲渡等の禁止)

第11条 指定管理者は、指定施設の管理権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第12条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないとき。
- (2) その他管理を継続することが適当でないと認めたとき。

- 2 前項の規定により生じた損害については、市長はその賠償の責めを負わない。
(指定管理者の原状回復義務)
- 第13条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項各号のいずれかの規定に該当することにより指定が取消されたときは、速やかに指定施設、及びそれに付随する設備等を現状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。
(利用の許可)
- 第14条 指定施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。
(利用の制限)
- 第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定施設の利用を制限、又は停止することができる。
- (1) 公の秩序、又は善良なる風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 指定施設を破損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (4) 集团的、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
 - (5) その他指定施設の管理上支障があると認められるとき。
- (利用料金の設定)
- 第16条 利用者は、指定管理者に別表に定める利用料金を納付しなければならない。
- 2 前項において生ずる収入は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、指定管理者との協議により、その料金の一部を収受することができる。
- 3 指定管理者は、公益その他特に必要があると認めるときは、利用料金の全部、又は一部を減免することができる。
- 4 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りではない。
(損害賠償)
- 第17条 利用者、又は指定管理者は、建物、機械設備その他の施設をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。
(規則への委任)
- 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。
- 別表(第16条関係)
- 利用料金

種類	利用料金
モズク	買取り価格に100分の5を乗じて得た額
ソデイカ	買取り価格に100分の2を乗じて得た額
マグロなどの鮮魚類	買取り価格に100分の2を乗じて得た額
その他	買取り価格に100分の2を乗じて得た額